



中小企業の為の経営のヒント  
**菅原会計事務所通信**

2014年6月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

## あなたの夢は何ですか？

夢、目標を実現するという事は、簡単ではありません。

実現までには様々な障害が予測できます。

また、今ある問題、新たに発生する問題を解決しなければなりません。

「願望する・熱望する」

「目標を達成できると信じる」

「関心を持つ」

「興味を持つ」

「研究する」

「差別化を得る」

「できる、できると思い続ける」

「目標を実現できることを信じて前進していく、行動していく」

夢の実現のために、勇気ある一步を踏み出すことが必要です。

夢を持ちましょう。そして、夢を「正夢」にしましょう。

(上甲 記)

\*\*\*\*\*

## 7月10日は源泉所得税の納付期限です。

給与等の支給人数が常時10人未満である事業所は、届け出をすることで、半年分をまとめて納めることができる特例があります。(届け出をしていない事業所は、毎月翌月10日までに納付しなければなりません。)

7月10日(木)は、この特例の承認を受けている事業所の1回目の納付期限です。1月～6月に支払った給与や賞与、報酬にかかる源泉所得税を納付します。